

市では「富士見市男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、個人の能力が尊重される社会を目指して“いっぽいっぽ”取り組みを進めています。



固 人権・市民相談課 ☎④271

男女共同参画キーワード

【性暴力被害をなくそう】

あなたのからだところは、あなた自身のものです。いつ、どこで、だれと、どのような性的な関係を持つかは、あなたが決めることができます。同意のない性的な行為は「性暴力」であり、重大な人権侵害です。

相手と対等な関係でなかったり、嫌だと言えない状況であったりしたなら、本当の同意があったことにはなりません。また、一つの行為に同意をしたとしても、他の行為に同意したことにはなりません。同意のない性的な行為は、犯罪となる場合もあります。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

年齢・性別にかかわらず、被害にあうことがあります

どのようなことが起きているの？

- 着替えやトイレ、入浴をのぞかれた
- プライベートゾーンを触られた
- 望まないキスや性行為をさせられた
- 下着姿や裸の写真、動画を撮られた
- SNSで知り合った相手から性的な被害を受けた
- アルコールや薬物を使用して性行為をされた
- 避妊に協力してくれない

■ 被害にあってしまった場合

男女共同参画局ホームページでは、被害直後と被害からしばらく経った場合の対応方法を確認することができます。

また、身近な人が被害にあってしまったときの対応も紹介しています。

詳しくはこちら▼



11月12～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間

女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなみ、期間中は全国のタワーやランドマークなどが紫色にライトアップされます。市では、市役所前交差点にある都市宣言塔をライトアップします。



相談窓口(緊急の場合は110番通報)

- ☎#8891 (はやくワンストップ)
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

- ☎#8103 (ハートさん)
性犯罪被害相談電話(警察)

- キュアタイム
Cure time
性暴力に関するSNS相談(チャットやメール)



■ 恋人・パートナーからの暴力に関する相談窓口

- 埼玉県女性・DVチャット相談「たまチャ」
水・金・日曜：午後3時～9時
(年末年始を除く)



- With You さいたま(埼玉県男女共同参画推進センター)
☎048-600-3700
月～水・金・土曜：午前9時30分～午後8時30分
日曜、祝・休日：午前9時30分～午後5時
※木曜・年末年始を除く
インターネット相談(24時間受付)



- DV相談+(プラス) ☎0120-279-889
(つなぐはやく)



- 富士見市役所 人権・市民相談課
DV相談、女性相談 ☎④272 (P27無料相談参照)

- 富士見市配偶者暴力相談支援センター
☎049-293-7260
午前8時30分～午後5時15分(土日祝、年末年始を除く)